

## 臨時福祉給付金を支給します

消費税引き上げによる負担の影響を緩和するため、所得の低いかたに対し、平成26年度に引き続き、平成27年度も臨時福祉給付金を支給します。

健康福祉課生活支援係 ☎(25) 11181

申請ができるかたは、基準日となる平成27年1月1日に鳥羽市に住民登録があるかたです。平成27年1月2日以降に転入したかたは、転入前の市区町村で申請してください。

なお、平成27年度については、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の2つの給付金のどちらの要件にも該当するかたは、両方の給付金を受け取ることができます。

※配偶者からの暴力を理由に避難しているかたで、事情により基準日時点で住民登録を移すことができない場合は、健康福祉課生活支援係に問い合わせてください。

**対象** 平成27年度の市民税(均等割)が課税されないかた

ただし、平成27年度市民税(均等割)が課税されているかたに扶養されている場合や生活保護制度の被保護者になっている場合などは対象となりません。

※扶養の範囲は、市民税(均等割)が課税されているかたの税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者を含む)、事業専従者です。

**金額** 対象者1人につき6,000円

※平成27年度は加算措置はありません。

**申請方法** 支給対象と見込まれるかたには、申請書類を8月下旬に郵送します。申請書類に必要事項を記入の上、必要な関係書類を添付し、健康福祉課生活支援係(保健福祉センターひだまり1階)または各連絡所へお持ちいただくか、同封の返信用封筒にて郵送してください。

**申請期間** 9月1日(火)〜平成28年1月4日(月)(当日消印有効)

**給付方法** 申請の受け付け後、審査の上、10月以降に指定の口座に振り込みます。

## 振り込み詐欺にご注意

臨時福祉給付金の給付をかたった「振り込み詐欺」や「個人情報」の詐取」に注意してください。

●市や厚生労働省などが銀行・コンビニなどのATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●市や厚生労働省などが、給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

自宅や職場などに、市や厚生労働省の職員などをかたつた電話がかかってくるかたは、不審な郵便物が届いたりしたら鳥羽警察署(☎0110)または警察相談専用電話(☎9110)へ連絡してください。

## 制度に関する問合せ

厚生労働省 相談窓口

(専用ダイヤル)

0570-037-1192

(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時〜午後6時)

## 年金情報流出を

## 口実にした

## 犯罪に注意してください

市民課保険年金係 ☎(25) 1148

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

●日本年金機構から、この件でみなさんに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認されたかたへの新しい基礎年金番号は郵送でお知らせします。

●日本年金機構から、この件でみなさんに現金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。

●日本年金機構から、この件でみなさんにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

自分の情報が流出しているのではなど、心配のかたは専用電話窓口または近くの年金事務所へ相談してください。

日本年金機構専用電話窓口(通話料はかかりません)

0120-8188211

受付時間 午前8時30分〜午後9時(祝日を除く)